

アメリカの国立公園

はじめに

アメリカ合衆国（以下、「アメリカ」）には、現在 59 の国立公園があります。これらの国立公園は、米国政府内務省の国立公園局（National Park Service: NPS）が管理しています。国立公園局は 1916 年に設立され、昨年（2016 年）は創設 100 周年にあたり、大規模な広報キャンペーンが行われました。国立公園局が管理する公園地は「国立公園システム」と総称され、全米に 417 ユニットあります（2017 年 1 月現在）。本稿では、アメリカの国立公園システム全体について解説していきます。

国立公園ユニットの設立

アメリカでは、国立公園ユニットを設立する際には、原則として個別の公園ユニットについてそれぞれ法律を定めます。その意味では、自然公園法に基づき大臣が指定するという手続きをとる日本の国立公園とは、指定（設立）の手続きが大きく異なるといえます。また、国立公園ユニットを設立のたびに連邦議会の承認が必要になりますので、国立公園の設立プロセスは政治的な意味合いが強くなります。そのため、地元関係者、自然保護系の NGO などの政治活動が、国立公園の設立の原動力となる場合が少なくありません。国立公園ユニットの種別についても一定の基準はありますが、最終的には個別の法律により定められます。

国立公園の管理

日本の自然公園には、国立公園の他、国定公園、都道府県立自然公園があります。このうち、国が指定し管理する国立公園とアメリカの国立公園システムとを比較してみます。よく知られているように、アメリカの国立公園は土地のほとんどを連邦政府（国立公園局）が所有しています。これは、土地の所有と関係なく区域を指定して国立公園とする日本の制度と大きく異なります。日本では、アメリカ型の国立公園を「営造物公園」、日本型の国立公園を「地域制公園」と区別しています。また、アメリカの国立公園の管理では、区域内の取り締まり（法執行：law enforcement）も国立公園局が行っています。これは、他の国立野生生物保護区などと異なる点で、アメリカの国有地の中でも、より独立した管理制度、体制を持っているといえます。また、アメリカの国立公園システムには、レクリエーション目的の公園地やワシントン DC のリンカーン記念堂などの、いわゆる「モール」なども含まれます。つまり、日本の国営公園に相当する大規模な国有都市公園、歴史公園も含まれています。さらに、国立公園局は区域内の道路を含むほとんどすべての建設事業も自ら実施します。その意味では、日本の国土交通省の公園部局の機能も有していると言えます。日本の国立公園と大きな違いは、アメリカの国立公園ユニットでは、公園区域内のすべての「資源(resource)」を保全対象としているということです。この中には当然自然景観や動植物も含まれていますが、それと同等に文化的、歴史的なものも対象とされています。

国立公園の面積

アメリカの国立公園システムの総面積は 34 万 km²にのぼり、これは日本の国土面積（38 万 km²）とほぼ同程度といえます。国立公園システムを管理する国立公園局には、2 万人以上の職員が勤務しています。それに加え、のべ 34 万人にのぼるボランティアが公園管理に参加しています（2016 年）。職員 1 名あたりの管理面積は 15.6km²、職員 1 名あたりの利用者数は 15,000 人になります。

これに対し、日本の国立公園の総面積は 2.19 万 km²です。現地で管理に当たる職員数は 187 名（2017 年 4 月現在）であり、職員 1 名あたりの管理面積は 117km²、職員 1 名あたりの利用者数は 188 万人です。つまり、国立公園で環境省のいわゆる「レンジャー」に出会う確率はかなり低いといえます。見方を変えれば、日本の方が圧倒的に少ない職員数で、効率的に公園を管理していることとなります。これは、国立公園の管理に、地元の地方公共団体、民間事業者、地域住民、NPO、そして関係する国の機関が参加しているからこそ実現できることであり、日本の国立公園管理の特徴ともいえるでしょう。

国土面積に対する割合をみると、アメリカの国立公園システムが 3.6%であるのに対し、日本は 5.8%に上ります。アメリカの国立公園システムが国立公園以外の公園地も含んでいることを考えると、その違いはさらに大きいといえます。また、アメリカの国立公園のうち、アラスカの広大な公園地を除くと、その割合は 1.6%まで低下します。人口密度の高い日本で、これだけの国土が国立公園に指定されていることは、驚くべきことといえます。

	アメリカの国立公園システム		日本の国立公園	
		2017 年 1 月	34	2017 年 3 月
箇所数（うち NP*）	417 (59)			
うちアラスカ（うち NP*）	23 (8)			
面積（km ² ）（うち NP*）	342,576 (251,123)	FY2015	21,898	2017 年 3 月
除アラスカ（うち NP*）	123,852 (105,065)			
対国土面積（%）（うち NP*）	3.6 (2.6)		5.8	2017 年 3 月
除アラスカ（うち NP*）	1.6 (1.3)			
職員数（人）	22,000		187	2017 年 4 月
職員一人当たり	15.6		117	
面積（km ² ）				
利用者数（百万人）	330	2016 年	352	2014 年
職員一人当たり	15		1,882	
利用者数（千人）				

*：NP は国立公園分のみに関するデータを指す。

本稿は、資料編を含め、以下の一般社団法人 日本インタープリテーション協会のウェブサイトに掲載されています。

http://interpreter.ne.jp/?page_id=195

(2017 年 4 月 文責：鈴木 渉)

<参考編>

国立公園システムの概要

アメリカの国立公園システムは、国立公園局が管理する国立公園、国立史跡、国立レクリエーション地域などの公園地（国立公園ユニット）により構成されています。国立公園ユニットには 19 の種別があり、2017 年 1 月現在で、合計 417 の国立公園ユニットがあります。そのうち、国立公園は 59 です（表 1 参照）。

国立公園ユニットの種別や名称は、それぞれのユニットごとに連邦議会により制定された法律に定められています。ただし、「1906 年の遺物保存法(Antiquities Act of 1906)」には、大統領が布告することにより、国立記念物公園（National Monuments）を設立することができるという規定があり、この場合には連邦政府の議決を経ずに公園を設立することができます。しかしながら、この法律による国立記念物公園の設立は例外的なものと認識されており、原則としては連邦政府により法律が定められることにより国立公園が設立されるのが一般的です。国立公園局は、設立された国立公園ユニットそれぞれについて、総合基本計画（General Management Plan: GMP）を策定し、それに基づき国立公園の管理が行われます。

このように、国立公園ユニットの種別や名称は、連邦議会により制定された法律、もしくは遺物保存法に基づき、設立されます。国立公園局が管理する国立公園ユニットには、次の 19 の種別があります。以下に、主な公園種別の概要をご紹介します。

国立公園(National Park)

幅広い特質を有する大きな自然地域で、中には重要な歴史的資産を有するものもあります。狩猟、採鉱その他資源を消費するような行為は禁じられています。

国立記念物公園(National Monument)

特徴的なランドマーク、建築物、その他の歴史的もしくは科学的に価値のあるものを含む地域。議会が法律により設立する他、1906 年の遺物保存法(Antiquities Act of 1906)に基づき、大統領が公告(public proclamation)により設立されます。国立公園に準ずる公園地も含め、幅広い性格の公園ユニットが含まれています。

国立保護区(National Preserve)

国立保護区は、国立公園に準ずる特質を有する公園地です。連邦議会により、区域内での狩猟、捕獲、石油及び天然ガス探査及び採掘が認められる場合があります。実際にも、多くの国立保護区でレクリエーション目的での狩猟が認められています。

国立史跡(National Historic Site)

公園ユニットのテーマに合致する歴史的特徴を 1 つ以上有する地域。1935 年の史跡法(Historic Sites Act of 1935)に基づき、内務長官により設立されているものもありますが、多くの史跡は連邦議会の法律により設立されています。

国立歴史公園(National Historic Park)

国立歴史公園は、複数以上の遺物や建築物を有する公園地。

国立記念物(National Memorial)

国立記念物は、歴史的な人物やできごとを記念するためのものですが、必ずしもそのテーマに歴史的に関係のある場所を区域内に含む必要はありません。

国立戦場(National Battlefield)

国立戦場には、国立戦跡(National Battlefield Site)及び国立軍事記念公園(National Military Park)などがあります。

国立墓地(National Cemetery)

国立墓地は、通常他の国立公園ユニットの中に含まれ一体的に管理されています。

国立レクリエーション地域(National Recreation Area: NRA)

国立レクリエーション地域は、主にレクリエーション利用を目的として設立された国立公園ユニットです。大きな貯水池（ダム湖）の周辺に位置し、水を中心としたレクリエーションに重点を置いている公園や、主要な人口集中地帯の近郊に位置している公園などがあります（ニューヨーク、サンフランシスコなど）。

国立海岸(National Seashore)

多くの国立海岸は、メキシコ湾及び太平洋岸に沿って指定されています。開発が進んでいるものもあれば、比較的原始的な地域もあります。多くの国立海岸では狩猟が認められています。

国立湖岸(National Lakeshore)

五大湖沿岸に指定されています。

国立河川(National River)

このカテゴリーには、国立河川及びレクリエーション地域(National River and Recreation Area)、国立景観河川(National Scenic River)、原生河川(Wild River)などが含まれます。初めて国立河川が設立されたのは1964年のことです。それ以降は1968年の原生・景観河川法(Wild and Scenic River Act of 1968)に基づき設立されています。

国立パークウェイ(National Parkway)

パークウェイは、車道及びそれに並行して配置される国立公園地ユニットです。パークウェイは保護地域の回廊に沿って自動車走行するために作られたもので、その多くは文化的な史跡をつなぐよう計画されています。

国立トレイル(National Trail)

1968年の国立トレイル法(National Trails System Act of 1968)により指定され、総延長は3,600マイル以上にもなります。国立景観トレイル(National Scenic Trail)及び国立歴史トレイル(National Historic Trail)の2種のトレイルがあります。

関連地域(Affiliated Areas)

1970年8月18日の一般権限法(General Authorities Act of August 18, 1970)により、国立公園システムは、「国立公園局を通じて、内務長官により現在もしくは将来、公園、記念物、パークウェイ、歴史的(公園地)、レクリエーション目的、もしくはその他の目的のために管理されるすべての陸域及び水域」であると定義されました。関連地域は、国立公園システムには含まれていませんが、卓越する資産が維持・保存されている地域であり、米国及びカナダ内の様々な地域から構成されています。中には連邦議会の法律により承認されているものがありますが、1935年の史跡法(Historic Sites Act of 1935)に基づき、内務長官の権限により指定された国立史跡もあります。国立公園局が技術的、経済的な支援を行っています。

他の指定地域(Other Designation)

国立公園システムには、既存の категорияに当てはまらないような、めずらしい名称や名称の組み合わせを持つものがあります(ホワイトハウスやプリンス・ウィリアム森林公園(Prince William Forest Park)など)。

表1 アメリカの国立公園一覧

No.	国立公園の名称	所在地	レク目的利用者数(人、2014 他)	面積(ha、FY2015 他)
1	Acadia National Park	メイン州	2,348,311	19,820
2	Arches National Park	ユタ州	1,218,069	31,019
3	Badlands National Park	サウスダコタ州	856,567	98,202
4	Big Bend National Park	テキサス州	321,533	324,095
5	Biscayne National Park	フロリダ州	507,247	69,972
6	Black Canyon Of The Gunnison National Park	コロラド州	174,232	12,439
7	Bryce Canyon National Park	ユタ州	1,356,228	14,496
8	Canyonlands National Park	ユタ州	502,806	136,569
9	Capitol Reef National Park	ユタ州	739,871	97,858
10	Carlsbad Caverns National Park	ニューメキシコ州	379,871	18,918
11	Channel Islands National Park	カリフォルニア州	326,311	100,955
12	Congaree National Park	サウスカロライナ州	115,567	10,629
13	Crater Lake National Park	オレゴン州	503,501	74,120
14	Cuyahoga Valley National Park	オハイオ州	2,061,234	13,176

15	Death Valley National Park	カリフォルニア州	1,023,567	1,364,508
16	Denali National Park & Preserve	アラスカ州	530,471	2,457,536
17	Dry Tortugas National Park	フロリダ州	61,397	26,174
18	Everglades National Park	フロリダ州	1,076,677	610,427
19	Gates Of The Arctic National Park & Preserve	アラスカ州	12,671	3,427,389
20	Glacier Bay National Park & Preserve	アラスカ州	500,531	1,327,585
21	Glacier National Park	モンタナ州	2,290,132	409,921
22	Grand Canyon National Park	アリゾナ州	4,464,007	486,103
23	Grand Teton National Park	ワイオミング州	2,708,678	125,422
24	Great Basin National Park	ネバダ州	101,880	31,222
25	Great Sand Dunes National Park	コロラド州	257,425	60,270
26	Great Smoky Mountains National Park	ノースカロライナ州 /テネシー州	9,675,651	211,338
27	Guadalupe Mountains National Park	テキサス州	155,822	34,938
28	Haleakala National Park	ハワイ州	970,320	13,457
29	Hawaii Volcanoes National Park	ハワイ州	1,636,173	130,838
30	Hot Springs National Park	アーカンソー州	1,429,286	2,245
31	Isle Royale National Park	ミシガン州	14,469	231,307
32	Joshua Tree National Park	カリフォルニア州	1,406,200	319,837
33	Katmai National Park & Preserve	アラスカ州	31,330	1,911,418
34	Kenai Fjords National Park	アラスカ州	269,075	271,029
35	Kings Canyon National Park	カリフォルニア州	(Sequoia と合算)	(Sequoia と合算)
36	Kobuk Valley National Park	アラスカ州	4,000	708,000
37	Lake Clark National Park & Preserve	アラスカ州	16,498	1,630,311
38	Lassen Volcanic National Park	カリフォルニア州	401,941	43,119
39	Mammoth Cave National Park	ケンタッキー州	492,644	21,371
40	Mesa Verde National Park	コロラド州	477,328	21,232
41	Mount Rainier National Park	ワシントン州	1,176,741	95,623
42	National Park of American Samoa	米領サモア	13,394	3,340
43	North Cascades National Park	ワシントン州	767,669	276,822
44	Olympic National Park	ワシントン州	3,276,573	373,240
45	Petrified Forest National Park	アリゾナ州	720,319	89,570
46	Pinnacles National Park	カリフォルニア州	201,691	10,795
47	Redwood National and State Parks	カリフォルニア州	401,149	56,229
48	Rocky Mountain National Park	コロラド州	3,192,777	107,522
49	Saguaro National Park	アリゾナ州	635,239	36,991
50	Sequoia National Parks	カリフォルニア州	1,450,831	350,309

51	Shenandoah National Park	バージニア州	1,136,076	80,549
52	Theodore Roosevelt National Park	ノースダコタ州	590,418	28,498
53	Virgin Islands National Park	バージンアイランド	440,963	6,047
54	Voyageurs National Park	ミネソタ州	238,424	88,269
55	Wind Cave National Park	サウスダコタ州	545,737	13,723
56	Wrangell - St Elias National Park & Preserve	アラスカ州	74,722	5,330,013
57	Yellowstone National Park	アイダホ州／モンタ ナ州／ ワイオミング州	3,364,910	897,974
58	Yosemite National Park	カリフォルニア州	3,762,065	307,989
59	Zion National Park	ユタ州	3,034,205	59,562
	(59か所)		66,443,424	25,112,330

国立公園局の概要

組織の概要

米国政府内務省国立公園局(National Park Service, Department of the Interior)は、アメリカの国立公園システムを管轄する政府機関であり、内務省の下部組織です。内務省には、国立公園局の他、魚類野生生物局、土地管理局などの連邦政府所有地を管理する組織があります。なお、連邦政府の所有地の管理を行っている組織には、農務省の下部組織である森林局、軍事演習地を有する国防省などもあり、これらの組織がそれぞれ管轄地内の自然資源の管理を行っています。

国立公園局には、アラスカ地域事務所、中西部地域事務所、山岳部地域事務所、太平洋及び西部地域事務所、北東部地域事務所、首都地域事務所、南東部地域事務所の7つの地域事務所があり、それぞれが管轄地域内の国立公園ユニットの指揮監督を行っています(図1)。



図1 国立公園局地域事務所管轄地域図

また、生態系の特徴から、バイタルサインモニタリングネットワーク（図2）が設立されており、それぞれの地域内に位置する国立公園ユニットが「ネットワーク」と呼ばれるゆるやかな組織を形成しています。このネットワークは、本来は公園ユニットの自然資源モニタリングを効率的に行うために組織されたものでしたが、ネットワーク内の公園がコンピューター技師の派遣、管理火災実施の際の職員派遣など、相互に業務提携などを行うことも多くなってきています。提携業務の多くは、ネットワーク内の大公園がネットワーク内の他の小規模公園ユニットに対して業務支援する形をとって、従来の地域事務所を経由する垂直方向の管理体制にくらべ、よりきめの細かい水平方向の連携が構築されています。



図2 バイタルサインモニタリングネットワーク図（Vital Signs Monitoring Networks Map）

組織の変遷

1872年3月1日、米国連邦政府は、世界で最初の国立公園としてイエローストーン国立公園を設立し、内務省の管轄としました。イエローストーン国立公園の設立後も、主に西部の政府所有地において国立公園や国立記念物(National Monument)が設立されていきました。当時、国立記念物の一部や歴史的な公園は、内務省だけでなく戦争省、農務省森林局などが管理するなど、公園地の管理主体があいまいでした。

1906年に、「1906年の遺物保存法（Antiquities Act of 1906）」が成立しました。それまで、国立公園の設立は連邦政府議会の立法が必要でしたが、この法律により、大統領が宣言(proclaim)することにより、既に連邦政府の管轄下

にある土地に国指定の史跡（National Monument、本稿では国立公園システムに含まれるものを「国立記念物公園」としています。）を設立することが可能になりました。

1916年8月25日 ウィルソン大統領が、通称「組織法(National Park Service Organic Act*)」と呼ばれる法律に署名し、国立公園局が設立されました。国立公園局は内務省内に設置され、40か所の国立公園と国立記念物の保護を担当することになりました。

(* : 正式名称は「The National Park Service Organic Act (16 U.S.C. 1 2 3, and 4), as set forth herein, consists of the Act of Aug. 25 1916 (39 Stat. 535) and amendments hereto」)

1933年には、大統領令により、国立記念物及び軍関係公園計63か所が森林局及び戦争省から国立公園局に移管されました。これにより、景観、科学的及び歴史的に重要な地域を守るための国立公園システムの基盤が整えられました。

組織の位置づけ、権限

国立公園局は、米国内務省の内局であり、内務省の魚類野生生物及び公園担当長官補(Assistant Secretary, Fish and Wildlife, and Parks)が指揮監督に当たっています。内務省の長官は閣僚ですが、国立公園局長は閣僚ではありません。年間予算額は29.8億ドル（2014年度承認予算額、1ドル110円換算で約3,300億円）です。

国立公園局のミッションは、「景観、自然及び文化的な遺産、区域内に生息する野生生物を保護するために設立された連邦所有地である国立公園、国立記念物、保護区等（以下、「国立公園ユニット」）の利用の振興と規制を行うことにより、これらの資源を損なわずに次世代に引き継ぐことのできるような形で国民がその恩恵を享受できるよう管理すること。」とされています。国立公園局は、内務省長官の指揮の下、国立公園ユニットの指導、管理、調整にあたることとされています。国立公園局の代表的な所掌事務は以下の通りです。

- ・ 国立公園システムの管理
- ・ 公園を訪問するビジター及び公園のパートナーに対する質の高いサービスの提供
- ・ 国立公園システムの管理のため、他の連邦政府機関、州政府、原住民政府、地方公共団体、民間団体、企業等とのパートナーシップの構築
- ・ 国立公園局の政策決定や管理の現場への市民参加の促進
- ・ 公園ビジター及び一般の市民に対する歴史と遺産に関する教育活動
- ・ 科学的調査から得られた知見や最新技術の公園管理やサービスへの導入
- ・ 公衆や民間土地所有者への専門技術、専門的知見の提供 など

事務の執行体制

国立公園ユニットの管理は、国立公園局が直接的、一元的に実施しており、地方自治体や他の政府機関が国立公園区域内で主体的に管理行為を行うことはほとんどありません。ただ、アメリカでは、野生生物管理業務の多くが州政府によって管轄されていることから、野生生物管理、移入種対策などについては、地方自治体の野生生物部局等と共同で実

施されることがあります。また、管理火災実施の際には、必要に応じ地域の消防部局、他の政府機関に協力を求めて実施されます。

民間事業者、団体の管理

民間団体の管理への参加は大きく2つの形態をとっています。

1. コンセッション業者（公園内経営権取得業者）は、公園内の有料施設の使用契約を結び、施設の運営に当たる事業者です。コンセッション業者からは、契約に基づき収益の一部が公園の管理に還元されるのが通例です。

2. 非営利団体がビジターセンター等において書籍を販売し、その収益を寄付したり（協力団体）、募金活動を行ってその収益を寄付したりするケースもあります（フレンズグループ）。国立公園局が直接受け取ることのできる寄付金は、原則として土地購入に限られるなど大きな制約があります。このため、一般の利用者などからの寄付金の多くは、公園の協力団体、フレンズグループ（募金団体）、その他の団体を経由するのが一般的です。協力団体からの寄付については、団体の評議会によりその用途が決定されます。寄付の用途については、国立公園局職員の給与に使用できないなどの制約があるものの、国立公園局が直接受け取ることのできる寄付よりは柔軟で幅があります。

国立公園の職員と研修制度

国立公園の職員について

日本では、アメリカの国立公園で働いている政府職員を総称して「パークレンジャー」と呼ぶことが多いようですが、国立公園職員の間では、パークレンジャーという名称はあまり用いられません。一般的に「レンジャー」という呼称は、取り締まり業務に従事する法執行部門(law enforcement)の職員を指します。こうした職員は連邦政府の法執行官の資格を持っており、銃を携帯し警察権を行使できます。パトカーのような車に乗り、速度違反などの取り締まりをしている職員です。

日本人の持つ「パークレンジャー」のイメージに近いのが、ビジターセンターやフィールドでインタープリテーション（自然解説）を担当するインタープリターでしょう。これらの職員は、仲間内では「ガイド」と呼ばれることが多いようです。

なお、国立公園の職員は、指定職等幹部職員を除く一般職員については、大きくクラス A（一般の連邦政府職員給与体系（GS グレード））とクラス B（主に維持管理職員など労賃ベースの給与体系（WG グレード））に分かれます。このうちクラス A 職員のみがビジターサービスなどの対外的な業務を行うこととされています。そのため、一般的には米国国立公園ユニットに勤務する職員のうち、メンテナンス部門と管理部門の非制服組（会計担当官など）を除く職員が、対外的に「パークレンジャー」と紹介されることになります。

しかしながら、クラス B の職員も制服を着用しており、一般の利用者からすれば両者を区別することはできません。その意味で「パークレンジャー」は、制服のデザインや、職員教育、分業制などにより支えられている、国立公園をわかりやすく紹介するためのいわばイメージキャラクターのようなものとも理解できます。制服の購入費用の支給や、一人ひとりが国立公園の価値といったものを体現できるような研修制度などにより形成されたイメージが「パークレンジャー」なのかもしれません。

巨大組織を支える分業制

2万人を超える職員を擁する国立公園局を支えているのが、職員の分業制と研修制度といえます。国立公園の設立以来、「パークレンジャー」の役割は変遷し続けています。ここでは、組織の歴史的な背景や変遷をみてみたいと思います。

初めてイエローストーン国立公園が設立された当時は、軍隊が管理のため駐在し、まさに英語の ranger（警備隊）としての役割を果たしていました。当時は、国有地内での違法行為を取り締まることが主な業務でしたので、今では考えられないようなクマの餌付けなども行われていました。その後、国立公園局が設立されてからは、国立公園管理を専門に担当する職員が配置されるようになりました。当時は、公園に駐在する職員があらゆる業務を担当していたために、取締りと自然の保護、ビジターサービスなどの業務を兼務する「ナチュラリスト」という位置づけだったようです。これは、現在の日本の国立公園に勤務する職員とよく似ているといえるでしょう。日本では、現在も明確な分業化、専門化は進んでおらず、現場で国立公園の許認可業務をしていたと思えば、次は環境省の本省や地方事務所などで野生生物業務を担当したり、という自然環境分野のジェネラリストとしてのキャリアを積み重ねることが一般的です。

アメリカの国立公園で分業化の動きが起きたのは、1970年代以降、国立公園システムに都市部の公園ユニット（主にレクリエーション地域など）が追加されたことが大きな契機であったといわれています。利用者の安全確保や治安維持のために専属の取締官が配置されるようになり、その後、自然地における公園ユニットにもこの動きが広がっていきました。また、公園内の資源管理体制が充実するに従い、科学や生物学、歴史などを専門とする職員の配置も必要になるなど、さらに職員が専門化、分業化が進むことになりました。

国立公園局職員の分業

国立公園局の職員採用ホームページなどをみると、公園局職員の業務は次の7つの分野に分けて紹介されています。

- ①パークレンジャー(Park Ranger)
- ②火災管理(Fire Management)
- ③事務職系職員(Administrative)
- ④維持管理、技能職員(Maintenance, Trade & Craft)
- ⑤米国公園警官(US Park Police)
- ⑥守衛(Guard)
- ⑦その他(Other Careers)：地質学者、生態学者などの資源管理に携わる専門的な職種など

さらに、これらの職能分野を細分化したものが、国立公園職員のキャリアフィールド(Career Field)と呼ばれるものです。キャリアフィールドは、日本の職種というよりは職能や職域のようなもので、キャリア形成の過程で、別のキャリアフィールドを選択していくことも可能です。

国立公園局職員のキャリアフィールドは、大きく16に分類されています（表2）。職員研修は、それぞれのキャリアフィールドに対応して、それぞれに求められる能力（コンピテンシー）を養成するために行われます。前述のとおり、職員は必ずしも同じキャリアフィールドのみのポストで異動する必要はなく、本人が希望すれば、異なるフィールドのポストに応募することもできます。ただし、募集の際に、本人の持っている経験や学位がそのポストに十分であるか審査されるために、あまりにかけ離れたフィールドへの異動は難しいとされています。

キャリアフィールドは、事務系の職員から自然教育活動担当者、法執行官（取締官）、自然資源管理を担当する科学技官まで多岐にわたります。その中でも注目されることは、国立公園局全体としてはビジターサービスに重きが置かれており、インタープリター（自然解説担当官）や法執行官など、ビジターサービスや管理業務関係の職員数が多いことでしょう。また、各公園とも多くの維持管理職員を抱えており、日常的な維持管理行為は草刈りから建物の補修に至るまで、職員が直接管理を実施しています。アウトソーシングの割合が高くなってきているとはいえ、このような充実した維持管理体制がアメリカの国立公園の公園管理の底力といえるでしょう。

一方、公園内の自然・文化資源(natural and cultural resources)の管理についても、日本とは大きく異なる特質があり、そこにも分業制が大きな効果を発揮しています。国立公園の適正な「管理」のために、国立公園内の自然・文化的な自然の目録を作成し、その変化についてモニタリングし、仮に悪影響が認められた場合には、移入種駆除などの対策を講じる体制があります。こうした業務には科学的な調査に精通した専属職員があたり、また公園管理者やビジターサービス部門に、客観的で科学的な情報や評価を提供しています。この機能も、日本の国立公園にはみられない特徴的な機能といえます。

また、国立公園局長の選任要件をみると、国立公園局の組織の特徴がより理解いただけるかもしれません。1996年の国立公園局管理改善法(National Park Service Administration Reform Act of 1996)に、初めて国立公園局長の選任要件が定められました。その要件とは、「局長は、土地管理、及び自然もしくは文化資源の保全に関する相当の経験と能力がなければならない(The director shall have substantial experience and demonstrated competence in land management and natural or cultural resource conservation.)」というものです。つまり、局長はあくまで「土地管理」の専門家であり、必ずしも自然保護や資源管理に精通している必要はない、ということになります。国立公園局は、自然公園ばかりではなく、都市近郊のレクリエーションも含めた巨大な公園管理機関です。なお、歴代の局長を見てみると、初代マザー局長は実業家でした。その他の局長も、資産家、州政府の公園局長経験者など様々です。国立公園局のたたき上げの局長も、ほとんどは法執行（取締）部門出身者といわれています。その意味で国立公園局は、国有地管理業務の一環として国立公園システムを管理しており、必ずしも自然保護のみに特化した組織ではないということがいえるでしょう。

	キャリアフィールド	業務内容、求められる能力
0	重要な共通コンピテンシー（職員の能力） (Universal Essential Competencies) (*)	すべての職種において、あらゆるレベルの職員 1 人 1 人に求められる職員としての能力（コンピテンシー）のことである。これは、同僚や上司、チームなどからも、また国立公園局の適応指導（オリエンテーション）とミッション再確認研修プログラム、個人的教育と経験などから得られるものである。共通コンピテンシーは、全職種の基礎であり、全職員に非常に重要であるため、それ自体では独立した職種ではないものの、独立した項目としてこのリストに掲載している。
1	管理及び事務 (Administration and Office)	国立公園局内のすべての部署における管理や事務補助を担当する職種である。予算、経理、人事、物品購入、財産管理などの幅広い能力が求められる。

	Management Support)	
2	文化資源管理 (Cultural Resources Stewardship)	公園の文化的資源の保存、保護、維持及び解説を担当する職員である。歴史、考古学、文化的景観、歴史的建築物、博物館管理、人類学などに関連する業務を行うとともに、州政府、地域の団体、部族政府に対して、指導や技術的補助を行う共同プログラムなどに携わる専門的職種である。
3	火災及び航空管理 (Fire and Aviation Management)	火災防止や（森林内の）燃材蓄積防止、組織的森林火災及び野火管理、航空管理及び使用、ならびに事故指揮システム（災害及び緊急時）などの特別な状況に対応するための専門的な技術を持った職種である。
4	歴史的保存技術及び技法 (Historic Preservation Skills and Crafts)	保存技術、保存の考え方、ならびに長期的なプログラムである保存及び技術研修 (Preservation and Skills Training (PAST))や伝統的技法及び素材の使用などを含む歴史的財産の維持管理等保存のための技術に特化した専門的職種である。
5	情報管理 (Information Management)	コンピューターと通信技術のプログラム分野に関連する業務に携わる。GIS（地理情報システム）のような資源管理に関係したコンピューターのシステム、図書館業務を含む技術情報の保存と検索など、様々な分野にまたがる業務に携わる職種である。
6	自然解説、教育及び協力団体 (Interpretation, Education and Cooperating Association)	従来より公園内で行われてきた自然解説を担当する職員に加え、地域の教育プログラム及び公園の自然解説の内容を統合するような教育カリキュラムの作成を行っている職員、ならびに公園の協力団体と密接に関係しながら仕事をしている職員など、幅広い業務を対象とする職種である。
7	法執行及び資源保護 (Law Enforcement and Resource Protection)	米国公園警察(U.S. Park Police)を含む、法執行に従事している職種である。連邦法規及び規制、人間関係論、巡視活動、資源保護、ならびに犯罪捜査などに関する特別の研修を受ける。
8	維持管理 (メンテナンス、Maintenance)	技術職及び職人(WB 給与体系に所属する職員：Wage Board(WB) Positionとは、連邦政府職員のうち主にブルーカラー的な業務に従事する職員を対象とする給与体系。これに対し、ホワイトカラー系の職員のポストは、General Schedule(GS) Positionsと呼ばれ、給与体系が独立している。)により構成される 80 を越える職種の系統(Classification Series)と施設管理者のような専門者集団に関係する職員により構成される職種である。研修コースの例としては、通常の維持管理プログラム、職業訓練コース、技術職（職人）及び専門免許取得プログラム、特別維持管理能力開発プログラムなどがあげられる。
9	自然資源管理 (Natural Resource Stewardship)	自然資源を保護し維持するために必要なツールに焦点を当てた学際的な職種である。職員の業務内容は、資源の特定、評価、モニタリングのための技術、一般的生態系管理と、NEPA(国内環境政策法)や他の環境法や政策の遵守などである。
10	組織開発 (Organization Development)	組織及び職員の能力開発、研修及び指導、教育ならびに機会均等に責任を負っている職員により構成される、さまざまな分野にまたがる職種である。

11	計画、デザイン（設計）及び建設 (Planning, Design and Construction)	計画及び施設開発サポート（環境影響評価、公衆の参画）、設計及び建設（建設場所や構造物ごとの規制要件及び許可制度など）、計画、設計及び建設のための技術的な補助を含む、学際的で他分野にまたがる職種である。
12	レクリエーション及び保全プログラム (Recreation and Conservation Programs)	主として、国立公園局の直接の業務ではないレクリエーションプランナーとして、各種の技術補助プログラムに携わっている職員により構成される職種である。具体的には、河川・トレイル及び保全補助・助言(Rivers, Trails and Conservation Assistance)、長距離トレイル研究(Long-Distance Trails Studies)、パートナーシップ原生景観河川研究 (Partnership Wild and Scenic Rivers Studies)、水力発電補助(Hydropower Assistance)、土地及び水源保全基金(Land and Water Conservation Fund)、連邦政府の土地を公園に(Federal Lands to Parks)、都市公園及びレクリエーションの復活(Urban Park and Recreation Recovery)、経費分担の挑戦(Challenge Cost Share Program)などの各プログラムに参加する職員などが含まれる。
13	リスクマネージメント（職業上の保健及び安全） (Risk Management (Occupational Health and Safety))	保健及び安全規制遵守の観点から、生命・安全問題、職業安全及び健康法(OSHA)規制、職員及び利用者用施設及び事故の監査・評価、労働者補償プログラム(OWCP)に基づく苦情にかかわっている専門的な職種である。
14	専門的な職種 (Specialty Field)	特定の職種に分類されにくい幅広い分野にまたがる職業系列により構成される職種である。例としては、コンセプション管理、国際業務、土地管理、議会関連業務、広報、執筆及び構成などがある。
15	指揮、管理及び指導 (Supervisions, Management and leadership)	この職種は、各公園ユニット及び組織的な指揮・管理を達成すること、各職員及びグループの潜在的能力を発掘すること、個人及び組織の能力を増進し、チームごとの業務効率を向上させるという責任を負っている職種である。
16	利用者管理 (Visitor Use Management)	特別公園利用許可 (Special Park Use) 管理、緊急医療サービス (EMS)、捜索及び救助、バックカントリー及び原生地域管理、利用者制限管理、公園の状況に関する社会・経済学的な分析の適用などについて責任をもつ職種である。

常勤職員と臨時職員

国立公園局の正規職員（連邦職員の地位を有している職員）は、大きく常勤職員と臨時職員にわけられます。臨時職員は常勤職員と異なり、政府の年金や健康保険制度が適用されません。さらに、臨時職員には季節雇用（シーズンル）と臨時雇用（テンポラリー）の2つの雇用形態があります。前者は、年間雇用期間が6ヶ月を超えられませんが、同人物を毎年雇用することができます。後者は、雇用期間が年間6ヶ月間を超えてもいいのですが、同人物の雇用期間は合計で最長2年間までに限定されています。これらの正規職員の募集は政府の雇用窓口を通して行われます。国立公園は、夏などの休暇シーズン中の利用者数と閑散期の利用者数の差が大きいため、職員需要の増減分をこうした臨時職員で補填している形をとっています。

なお、常勤職員も臨時職員も、全く同じユニフォームを着用していることから外見からは見分けがつかず、ところが、待遇面では大きな違いがあります。臨時職員のポストは比較的等級や給与額が低く、福利厚生が限定的で、契約期間に限られているなど雇用形態が不安定といえます。一方、学生などにとっては、職業体験も兼ねて、夏期休暇中のみ勤務することも可能です。また、毎年一定期間のみ勤務する地元出身者の中には、経験豊富なベテラン職員もいます。

公園側にとっても、必要な時期だけ雇用することができるために、給与経費などの管理上効率的です。職員の試用期間という意味合いもあり、優秀な職員を発掘するための有効な手段にもなっているようです。臨時職員向けには各公園に宿舎が用意されています。宿舎には冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、電子レンジ、テーブル、椅子、ベッドなど必要な家具などがあらかじめ備え付けられており、着任後すぐに勤務が開始できる環境が整えられています。なお、マンモスケイブ国立公園の例では、2003年8月の繁忙期の職員187名のうち100名が臨時職員でした。

なお、連邦政府の制度として、学生の雇用を促進する制度もあります。学生職業体験プログラム（Student Career Experience Program: SCEP）は、大学などに通学しながら国立公園や国立野生生物保護区の臨時職員として勤務し、学位取得後はそのまま政府職員として採用される制度です。主にマイノリティー系や、身体等に障害を持つ学生に優先的に適用される制度です。学生臨時雇用プログラム(Student Temporary Employment Program: STEP)は SCEP と同様の制度ですが、卒業後の採用が保証されていませんが、臨時雇用期間中の職種と、学生の専門分野が一致している必要はない、などの利点があります。期間は原則1年以内ですが、SCEPに移行することも可能です。

その他、連邦政府職員への採用には、従軍経験、ピースコープ（米国の海外開発協力ボランティア制度）派遣歴などに応じて優遇措置があります。その一方で、前述の学生雇用制度、マイノリティー、その他の優遇制度などに該当しない応募者の採用は相対的に困難となっています。そのため、臨時職員として数年間勤務実績を積んだ後に、常勤職員として採用されることが一般的とのこと。ちなみに、マンモスケイブ国立公園のメンテナンス部門には、ベトナム戦争従軍者が多数勤務していましたが、この世代が大量退職した後、職員をいかに補填するかが大きな課題になっていました。

職員研修制度

国立公園局の大きな特徴は、職員の分業制を支えるための研修制度が充実していることといえるでしょう。研修は、各研修所での講義のほか、ホームページ、電話など様々な手段を用いて実施されます。国立公園局関係の主な研修所は表3のとおりです。職員研修の中心的な施設が、マザー研修センター(Stephen T. Mather Training Center)とオルブライト研修センター(Horace M. Albright Training Center)です。マザー研修所が主にインタープリテーションに関する研修を担当しているのに対し、オルブライト研修所は文化および自然資源管理に関する専門研修を主に担当しています。

この他、国立公園局関係の研修機関には、ワシントン DC 本部の研修所（管理部門、管理職、組織）、歴史研修所（歴史的資源修復・保存、安全、メンテナンス）、国立保全研修所（省庁連携型）、連邦取締官研修所などがあります。

国立公園局における研修は、大きく分けて、新規採用職員を対象として実施される研修と、それぞれのキャリアフィールドに対応する形で実施される専門的な研修プログラムとが用意されています。職員の所属するキャリアフィールドは固定的なものではなく、職員が希望すれば異なるキャリアフィールドに移行することができます。職員それぞれに研修のための ID があ

り、国立公園局の職員である限り職種間を移動しても、それぞれの職員が受講した研修履歴が記録に残される仕組みになっています。

国立公園局研修システムの根幹をなしているのが、コンピテンシー（Competencies）という概念です。この概念は、わかりやすくいえば、国立公園局職員として達成することが必要な目標というものがパターン化されたものといえます。コンピテンシーは、わかりやすく言えば職員が身につけなければならない、知識（Knowledge）、技術（Skill）、能力（Ability）、態度（Behavior）の組み合わせられた総合的な能力を指しています。基本的なコンピテンシー（universal competencies）は、国立公園局職員が、職員の入門レベル（GS9レベル）までに身につけなければならないものとされています。コンピテンシーの概念を理解することにより、職員は自分自身の役割、及び同僚・組織との結びつきを実感することができるとともに、組織としても、国立公園局としての全国的な質（National Standard）を保つことができると期待されます。国立公園局の基本となるコンピテンシーという概念は、組織として一貫性のあるメッセージを「パークレンジャー」というイメージを通じてビジターに伝えるために、職員一人ひとりの人格教育を行っているような印象を受けます。国立公園局は大きな組織だけに、組織全体として高い質を保つのはなかなか容易ではありません。職員一人ひとりの立ち振舞い（behavior）が、公園局の価値観を代表するものとなることを目指して研修を行い、その目指すものが「コンピテンシー」という概念で体系化されているようです。

また、国立公園局の職員研修の特徴のひとつは、退職準備のための研修が初任者研修中に織り込まれていることです。本人が現在持っている技術と、今後習得が必要な技術を明確化し、経済的な観点も含め、退職までにどのような能力や資産を入手する必要があるかを理解することをねらいとしています。また、今はインタープリターだが、将来資源管理の専門家になりたいという職員は、そのためにどのような技能、経験が必要か理解することにより、職員自身による自分らしいキャリア設計が可能となります。また、このようなプロセスを通じ、組織と職員との間でしっかりとした信頼関係を築くことができると期待されています。

しかしながら、研修制度には課題もあります。国立公園局の各研修所の対象受講者は、原則として常勤職員（permanent employee）です。ところが、多忙期にビジターセンターなどのカウンターでビジターに対応する職員の多くは季節雇用臨時職員（seasonal employee）です。そのような職員は体系的な研修を受けられないために、結果として繁忙期のビジターサービスの質が低下してしまっています。臨時職員はボランティアスタッフ同様、国立公園運営に欠かせない存在になりつつあり、そのようなスタッフに対する研修の提供が今後の課題となっています。

研修施設

国立公園局関係の研修施設、本部組織の一部として取り扱われます。主な施設は表 2 のとおりです。

表 3 国立公園局関係研修施設等

1. 内部研修施設	所在地
首都研修センター (Capital Training Center)	ワシントン DC

連邦政府法執行研修センター (Federal Law Enforcement Training Center)	ジョージア州
オルブライト研修センター (Horace M. Albright Training Center)	アリゾナ州 (グランドキャニオン国立公園)
歴史保存研修センター (Historic Preservation Training Center)	メリーランド州
国立保存技術及び訓練センター (National Center for Preservation Technology and Training)	ルイジアナ州
マザー研修センター (Stephan T. Mother Training Center)	ウェストバージニア州
2. 外部研修施設等	
アーサー・カーハート国立原生地域研修センター (Arthur Carhart National Wilderness Training Center)	モンタナ州
公有地管理局 (Bureau of Land Management)	アリゾナ州
保全研究所 (Conservation Study Institute)	バーモント州
国立保全研修センター (National Conservation Training Center)	ウェストバージニア州
国立省際火災センター (National Interagency Fire Center)	アイダホ州
オルムステッド・ランドスケープ保全センター (Olmsted Center for Landscape Preservation)	マサチューセッツ州

ボランティア

アメリカの国立公園には、充実したボランティア制度（Volunteer-in-Parks Program: VIP プログラム）があります。2016年にはのべ 34 万人ものボランティアが公園管理に参加しました。ボランティアの募集は、政府のボランティア募集ウェブサイト(www.volunteer.gov)を通じて一括して募集されています。各公園にはボランティアコーディネーターが配属されており、公園内各部門からのボランティア受け入れ希望を集約して、政府の募集サイトに情報を掲示します。

ボランティアには、短期のものから数ヶ月に及ぶ長期のものまで様々です。長期ボランティアに対しては、ユニフォーム、帽子、作業に必要な安全装備などの他、無料のボランティア宿舎が提供されます。キャンピングカーやキャンプサイトの無償

提供により滞在場所を確保するという場合もあります。ボランティア宿舎には、1棟あたり2～3人が同居するなど、宿舎の形態はさまざまです。宿舎には冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、ベッド、電子レンジ、電話、テレビなどが備えられ、電気、水道代を含め無料です。宿舎に滞在するためには、週32～40時間以上の勤務が義務付けられることが多く、特定の部署に所属して業務の補助に従事します。日本のパークボランティア制度とは異なり、ボランティアが個別に公園と契約を結ぶ形態をとっています。なお、業務中のけがに対しては、労働省から治療費が支給されます。ボランティアの多くは退職した高齢者、学生などです。

外国人に対しては国際ボランティアプログラム(International Volunteer-in-Parks Program: IVIPプログラム)が用意されています。このプログラムは、国立公園局国際課が一元的に募集を行っています。参加者に対しては交換訪問者用ビザが発給されます。なお、VIPプログラムも含め、観光ビザによるボランティアプログラム参加は認められていません。

ボランティアの形態の一つとして、SCA奨学生制度(Student Conservation Association)があります。これは、一定期間(2ヶ月から数ヶ月間)のボランティア活動参加に対して奨学金が提供される制度です。学生がSCAに申し込みを行うと、奨学生を募集している国立公園等のポストに関する情報が提供されます。学生が希望するポストを選択し、公園側の電話面接試験などを受け、採用が決まれば、公園で一定期間研修を行い、研修期間に応じてSCAより奨学金が提供されるという仕組みです。奨学金の原資は、学生の紹介を依頼した公園がSCA側に支払うことにより確保されます。SCA奨学生は、他のボランティア同様、公園の宿舎などに入居することができます。

アメリカの学生は、夏期休暇中は大学の寮を一時的に退去しなければならないことが多く、学生にとって無料で宿舎が貸与される公園のボランティアの魅力は大きいようです。SCA奨学金の額は、一般的なバイトに比べれば少ないとはいえ、職業体験もできることから、比較的優秀な学生が集まるということです。この制度は、雇用者側としても、若くて優秀な学生を国立公園や保全分野に巻き込む上で、大変役立っているという印象を受けます。

ボランティアプログラムではないものの、若者育成プログラムの一環として、職業訓練所(Jop Corps)が国立公園内に設置されている場合もあります。マンモススケイブ国立公園の区域内にもこの訓練校が設置されており、公園側からの要請に応じ訓練生を派遣してくれました。訓練生の多くは高校などでドロップアウトした学生ですが、皆、素直な学生でした。訓練校で造園等に関する技術や自動車運転免許などを取得し、社会復帰に備えます。

協力団体、コンセッション職員

協力団体(Cooperative associations)は、ビジターセンターなどにおいて物販を行い、その収益の一部を公園に還元する団体です。小規模なビジターセンターなどでは政府職員が常駐せず、協力団体の職員が情報提供も担当していることが多いようです。売店には公園や自然に関する地図や図書、お土産などが充実していますが、商品の選択にも公園側が関与しています。協力団体の職員も公園職員同様、ビジターの求めに応じ基本的な公園の利用情報を提供することが求められています。

同様に、公園内のホテルや売店を経営しているコンセッション業者(営業権所有業者: Concessionaire)の職員によるビジターサービス提供も行われています。国立公園局は、様々な経営規模の営業権所有業者と請負契約(Concession)を結んでおり、中にはビジターに対して有料の自然解説プログラムなどを実施しているケースもあります。アラ

スカのデナリ国立公園内で運行されているシャトルバス、イエローストーン国立公園のスノーコーチ（大型乗り合いそり）などの運営もコンセンション業者によるものです。

ビジターサービスの特徴

国立公園局のビジターサービスの質を保つために、国立公園局の満足度調査（visitor survey）を毎年実施しています。2017年度予算要求書によれば、2013年～2015年度の満足度は98%とされています。これは、過去の結果（2000年度95%、2003年度96%）と比較しても非常に高いといえます。ビジターサービスは、職員の対応、施設整備・管理、情報提供（自然解説を含む）などの総合的な評価結果といえるでしょう。なお、満足度調査は、国立公園局の社会科学プログラム（Social Science Program）の一環で行われるもので、13の指標からなるビジターサーベイカードなどを用いて実施されます。国立公園のビジターサービスの質は、訪問者数と満足度によって評価されます。日本の場合には、こうした評価はもっぱら訪問者数により実施されています。各国立公園における利用者の満足度調査という、経験の「質」の評価を実施していることが、アメリカの調査の特徴といえるでしょう。

前述のとおり、国立公園局職員は、いわゆる「パークレンジャー」として活躍しています。国立公園の「顔」として、統一したイメージを保つためのユニフォームの着用や、立ち居振る舞いや接客の質を保つための充実した研修制度なども用意されています。

公園施設については、大規模な建築物や総合計画についてはデンバーサービスセンターが、ビジター向けサイン計画などについては、ハーパースフェリーセンターが、それぞれ一元的に業務を行っています。印刷物については、各公園に地図つきパンフレットとパークニュースが用意されていて、それらもハーパースフェリーセンターが担当しています。国立公園局の印刷物には、「ユニ・グリッド（uni-grid）システム」というデザインシステムが導入されています。これは、基本となるB版用紙に、あらかじめ決められたグリッドに従って文章や写真の配列することにより、全体的なイメージを統一するというものです。

アメリカの国立公園のビジターサービスの基本は、ビジターセンターでの展示やレンジャーによる自然解説プログラム、公園の紹介映画などが充実していることでしょう。その背景として、アメリカの国立公園を訪問するビジターのほとんどが、自動車を利用していることが挙げられます。公園まで到達する公共交通機関がほとんどないことから、飛行機で近傍の空港に到着したとしても、そこからレンタカーを利用することがほとんどです。このため、公園の施設は自動車利用を意識して整備されています。特に、車道と車道に付随する駐車場、展望台や眺望のきく路傍駐車場などは非常に充実しています。主要な駐車場にはトイレが完備されていて、ゴミ箱、トイレトーパーも備えられています。路傍の展望スペースなどからの景観は素晴らしいのですが、多くの場合、こうした利便性を確保するために展望台の周囲の樹木が間伐もしくは皆伐されています（通景伐採と呼ばれます）。こうした利用優先の施設計画には異論があるかもしれませんが、容易に展望地点にアクセスできることで、自然地域への不必要な立ち入りや利用者の集中による渋滞や混雑を避けることができます。利用者が集中するビジターセンターは施設も大規模で、多くのビジターに対して効率的なサービスが提供できるよう工夫されています。その意味で、アメリカの国立公園施設の中心は車道と関連施設といえるかもしれません。

また、日本の国立公園にない概念として、公園区域を「フロントカントリー」と「バックカントリー」の2つに分類するというものがあります。前者はビジターの利用を優先し施設をしっかりと整備し、安全対策などもしっかり講じます。一方、後者については、なるべく自然環境を優先し最小限の施設整備のみを行い、利用もビジターの自己責任にゆだねられます。これは、ア

アメリカの国立公園では自動車利用が主体で、公園を徒歩利用する利用者の割合は極端に少ないという特徴があります。バックカントリーの利用についてはバックカントリーパーミットの発行などにより利用を把握するのみにとどめ、もっぱらフロントカントリー部分のビジターサービスに重点をおいた管理が行われています。

自然解説活動

アメリカの国立公園といえば、自然解説活動（インタープリテーション）が有名です。ジョン・ミューア氏が、インタープリテーションという言葉は初めて「自然解説」の意で用いたといわれています。それを体系的に発展させ、とりまとめた Freeman Tilden 氏の「Interpreting Our Heritage」という本もあります。国立公園における自然解説活動は、1920年代にヨーロッパで発生した「自然研究ブーム（nature study movement）」なども参考にして発達しました。その後、1930年代に国立戦場（National Battlefield）などが国立公園局に移管されると、インタープリテーションの対象は自然環境の枠を越えて広がっていきました。

ウェストバージニア州ハーバースフェリーにあるハーバースフェリーセンターは、自然解説のための教材、ビジターセンターの展示、公園内標識・解説版、ユニフォームなどのデザインなどを行っています。国立公園局にとって、ビジターサービス、環境教育関係の教材製作やデザインを担当するナショナルセンターと位置付けられています。職員の多くは、デザイン、教育、GIS、執筆などを専門としており、国立公園局の中では異色の芸術家集団といえます。インタープリテーション関係の研修を行うマザー研修所とも隣接していて、相互に連携しながら全国の国立公園における自然解説をソフトとハードの両面から支えています。

国立公園における環境教育

国立公園局では、子ども向けの環境教育、体験プログラムとして、「公園が学校(Parks as Classrooms)」、「ウェブレンジャー(Web Ranger)」、「ジュニアパークレンジャー(Junior Park Ranger)」などを提供しています。中でも、「公園が学校」プログラムは、アメリカの国立公園における学校向けの環境教育プログラムの中心的な位置づけとなっています。

国立公園における環境教育プログラムは、一般の利用者向けのインタープリテーションプログラムとは、担当部署もプログラムも独立しています。多くの場合、担当職員は教育分野における専門教育を受けています。また、環境教育プログラムの大きな特徴は、地元の学校を優先して受け入れていることです。国立公園は独立して運営される公園とはいっても、公園の円滑な運営には、地域住民の理解と支援が不可欠です。そのためには、思考が柔軟な子どものうちに公園の重要性などを伝えることで、将来子どもたちが地域を担う世代になった際、国立公園を支えてくれるようになるという期待があります。その意味で、環境教育プログラムは地域貢献策の一環として行われているといえます。

たとえば、エバーグレイズ国立公園（フロリダ州）では、隣接する大都市（マイアミ）の大量取水により、公園内の自然資源が深刻な危機に瀕しています。このような問題を解決するために、親の世代だけではなく、感受性が強く柔軟な思考を持つ子ども達を対象に教育を行うことにより、将来的に少しでも公園への理解を深めてもらおうと努力しているそうです。

保護と利用の両立

国立公園局は、イエローストーン国立公園設立（1872年）の約40年後、1916年に設立されました。国立公園局組織法(Organic Act)は、アメリカの国立公園の管理主体を定めたこと以外に、国立公園の管理目的を明確化したという

意味でも重要な法律といえます。国立公園局は、「保護と利用」という、相反する2つの目的をともに満たすことが求められ、これ以降、公園の保護と利用とをどのようなレベルで両立させていくか、という問題を抱えることになりました。

国立公園内の資源保護の骨格を示した報告書には、1963年に発表された「国立公園局における野生生物管理（通称、レオポルド報告書）」及び「国立公園における調査研究に関する諮問委員会報告（通称、ロビン報告書）」という2つの報告書があります。ところが、公園内の自然保護の仕組みが整ったのは、1999年の「自然資源チャレンジプログラム」の創設を待たなければなりません。それまでの動きを簡単にご紹介したいと思います。

1978年、公園予定地の大規模な原生林伐採を防ぐことができないまま、レッドウッド国立公園が拡張されました。この反省から、レッドウッドを拡張する法律の中で、国立公園局設置法の一部改正が行われました。それにより、国立公園システムを構成する国立公園ユニットのもつ価値を損なうような利用をしてはならない、との規定が追加されました。それまで、国立公園局の管理は公園の利用に重点が置かれていましたが、この設置法の改正により、法的には公園内の自然、文化資源の保全にも等しく重点が置かれるようになりました。

アメリカの国立公園局の国立公園の管理の手法は、まず各国立公園ユニット内に存在する自然や文化遺産を「資源」としてとらえ、その価値を損なわないで維持していくという考え方を基本としています。これは、国立公園局が土地の管理機関であり、その土地それぞれに備わっている価値が損なわれないよう維持管理していくことに重点が置かれているといえます。そうした価値は、利用による価値（利用者の満足度と利用者数）と、その土地にもともと備わっている資源（自然、文化遺産）を合わせたもの、ととらえることができます。アメリカの国立公園では、比較的大規模な道路、施設建設が公園内で行われていますが、上記の考え方からいえば、資源に悪影響がでない限りは財産価値が高まることとなります。日本の国立公園のように、民有地も含め公園区域内における一定の行為を制限することにより、公園の資質の損失を防ごうという手法とは明らかに考え方が異なります。

公園内の資源の把握とモニタリング（資源管理）

アメリカの国立公園の管理の特徴は、各国立公園ユニットがそれぞれ資源管理(resource management)部門を持っていることでしょう。この資源管理部門は、公園内の資源の状態を把握し、必要な場合には対策を講じるための組織です。大きな国立公園になると、独立した科学(science)部門が設置され、資源の状況把握だけでなく、事業評価の科学的な評価なども実施することもあります。資源管理部門には、公園の有する資源に応じて、水質、大気、植生、地質、歴史、文化、昆虫、野生動物、鳥類などの専門家が配属されています。職員は、公園内の資源に関するインベントリー（目録）を作成し、そのモニタリングを実施します。また、そうしたデータを収集、分析し、自然解説部門や事業評価プロセスにフィードバックします。

特に、自然資源のモニタリングについては、1999年に創設された「自然資源チャレンジプログラム(Natural Resource Challenge Program)」に基づき、バイタルサイン (Vital Sign：重要生物指標) モニタリング体制が構築されました。このプログラムにより、①インベントリー作成とモニタリング活動の拡充、②移入種対策の促進、③協力体制の強化、の3つが促進されました。インベントリー（目録）は、各公園の自然資源のベースライン情報となるもので、各公園で12の基本となる自然インベントリーが特定されることになっています。インベントリーは、主には哺乳類、鳥類、魚類、両生類、は虫類及び維管束植物を対象としています。こうして特定された指標種などと指標としてモニタリングが実施されています。

モニタリングの結果、公園内の資源に変化が生じていた場合には、公園内の資源に損傷が生じないよう対策が講じられます。こうした資源管理の代表的な業務として、移入種駆除、地域で絶滅した野生動植物の再導入などがあります。資源管理部門の職員数はそれほど多いとはいえませんが、一般のボランティア、大学生のインターン、国際ボランティアなどを受け入れることにより労働力を確保します。自然解説部門は、自然や文化に関する知識やパブリックスピーキングなどの能力が求められますが、資源管理業務には特殊な技能は求められません。そのため、経験の少ない学生や外国人にも幅広い経験の機会を提供することができます。また、ビジターサービス部門では、利用者の少ない平日には受け入れたボランティアを十分に活用できません。そのような場合、資源管理部門がそうした余剰人員の受け皿としても機能します。このように、国立公園における資源管理部門は、公園内の資源の調査、モニタリングや管理をするだけでなく、公園の各部署に情報を提供したり、ボランティアの有効活用にも貢献しています。この資源管理の機能も、現在の日本の国立公園にはない機能といえるでしょう。

<執筆者プロフィール>

鈴木 渉（すずきわたる）

環境省自然環境局、国連大学サステナビリティ高等研究所等を経て、現在、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）アジア・オセアニア地域技術支援機関に勤務。2003年から2005年にかけて、国際協力機構（JICA）の海外長期研修制度によりアメリカの国立公園などの現場で実務研修を行う。研修の経験を「アメリカ横断ボランティア紀行（EIC ネット）」として連載するとともに、「留学先は国立公園！－VIPで学ぶ、アメリカの自然保護（ゴマブックス）」を出版した。その他、主な著書に「儲かる農業をやりなさい！（マネジメント社）」「儲かる農業をやりなさい！ダイジェスト版（ゴマブックス）」（いずれも共著）、「基礎から学ぶ環境学（朝倉書店）」、「生物多様性・生態系と経済の基礎知識（中央法規）」などがある。

○EIC ネット「アメリカ横断ボランティア紀行」

http://www.eic.or.jp/library/pickup/usa_index.html